

八 短期入所生活介護

6 基準該当短期入所生活介護に関する基準

(1) 基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならないこととされているが、ここにいう社会福祉施設とは、社会福祉事業法第五十七条にいう社会福祉施設と指すものであること。

(2) 従業員の員数及び管理者

居宅基準第百四十条の二十七第四項にいう従業者の員数の確保を除けば、いわゆる単独型の指定短期入所生活介護事業所の基準と同様であり、第三の八の1の(2)から(6)までを参照されたい。

(3) 設備に関する基準

① 併設の指定通所介護事業所等の施設との設備の兼用が居室を除き可能であること、廊下は車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅であればよいこと等、指定短期入所生活介護の基準との相違点に留意すること。

② この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業を行っている施設若しくは老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施

八 短期入所生活介護

6 基準該当短期入所生活介護に関する基準

(1) 基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならないこととされているが、ここにいう社会福祉施設とは、社会福祉事業法第五十七条にいう社会福祉施設を指すものであること。

(2) 従業員の員数及び管理者

医師の配置が不要であること、居宅基準第百四十条の二十七第四項にいう従業者の員数の確保に関することを除けば、いわゆる単独型の指定短期入所生活介護事業所の基準と同様であり、第三の八の1の(2)から(6)までを参照されたい。なお、医師を配置しない基準該当短期入所生活介護事業所にあっても、協力医療機関及び主治医と連携することにより、適切なサービス提供体制を確保すること。

(3) 設備に関する基準

① 併設の指定通所介護事業所等の施設との設備の兼用が居室を除き可能であること、利用者一人当たりの床面積に関する基準が異なること、廊下は車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅であればよいこと等、指定短期入所生活介護の基準との相違点に留意すること。

② 基準該当短期入所生活介護における利用者一人当たりの床面積については七・四三平方メートル以上とされているところであるが、基準該当サービスは市区町村が必要と認める場合にのみ給付の対象となるサービスであり、指定事業者によるサービス提供が地域の需要を満たしている場合は給付の対象とならないことがあり得るので、基準該当短期入所生活介護の事業を行うおうとする場合は当該市区町村の意向をあらかじめ確認するとともに、利用者の適切な処遇確保の観点から良好な居住環境の実現や居室面積の確保に留意すること。

③ この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業を行っている施設若しくは老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施

設（この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準（四人以下）、利用者一人当たりの床面積に関する基準（十・六五平方メートル以上）、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準（三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上）を適用しないものである。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十二年厚生省令第三十七号）附則第二項による経過措置）

九～十の二 （略）

十一 福祉用具貸与

1 人員に関する基準

(1) 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅基準第百九十四条）

① 福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「政令」若しくは「施行令」という。）第三条の二第一項において定めているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が政令第三条の二第一項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。

② また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号）附則第十八条第二項各号に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を都道府県知事に申し出るものとする。

③ 指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で二以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で二以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用

設（この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準（四人以下）、利用者一人当たりの床面積に関する基準（十・六五平方メートル以上）、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準（三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上）を適用しないものである。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十二年厚生省令第三十七号）附則第二項による経過措置）

九～十の二 （略）

十一 福祉用具貸与

1 人員に関する基準

(1) 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅基準第百九十四条）

① 福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「政令」という。）第三条の二第一項において定めているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が政令第三条の二第一項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。

② また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号）附則第十八条第二項各号に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を都道府県知事に申し出るものとする。

③ 指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で二以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で二以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用